

令和5年度札幌丘珠空港プロモーション業務 提案説明書

1 業務の名称

令和5年度札幌丘珠空港プロモーション業務

2 趣旨

本説明書は、「令和5年度札幌丘珠空港プロモーション業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌丘珠空港（以下「丘珠空港」という。）及び丘珠空港路線のPRを行い、その認知度を向上させ、利用促進を図ることを目的とする。なお、業務にあたっては、以下の点に訴求する内容とすること。

(1) 新規路線の認知度向上

令和5年度夏ダイヤよりFDA名古屋（小牧）線の開設、冬ダイヤよりHAC中標津線の開設、また、TOK新潟線の開設も予定されていることから、今年度開設の路線の認知度向上につながる内容とすること。

(2) 道内新規利用者の獲得

道内路線利用者は出張等で利用するビジネス客が主体であるが、若者や子育て世帯等へ道内の航空機での移動の利便性等を伝えるなど、新規利用者の獲得につながる内容とすること。

(3) 道外での丘珠空港の認知度向上

道外就航地での丘珠空港の認知度が不足していることから、丘珠空港の立地、札幌中心部への移動の優位性等を伝えるなど、丘珠空港の認知度向上につながる内容とすること。

4 業務の内容

(1) 丘珠空港PRの実施

上記「業務の目的」を達成するよう、マスメディアやSNSの活用、イベントの開催等によるPRを実施する。

(2) 丘珠空港公式SNSを活用したキャンペーン企画の実施

丘珠空港公式SNS（X（旧Twitter）、Facebook、Instagram）を活用し、丘珠空港及び丘珠空港路線の認知度向上に資するキャンペーンを、契約期間内に1回以上実施する。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和6年2月29日（木）までとする。

6 業務提案の上限額

金3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

なお、消費税及び地方消費税の税率は10%を見込むこととする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明
(1) 丘珠空港 PR の実施	・基本コンセプト ・ターゲット設定 ・事業の企画内容 (活用する媒体、キャンペーン内容) ・事業の効果を高めるための工夫
(2) 丘珠空港公式 SNS を活用したキャンペーン企画の実施	
(3) 参考見積	

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者ではないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「広告業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

① 参加意向申出書（様式第 1 号）

ア 同種業務等実績書（様式第 2 号）

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 札幌市競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズは A 3 版、片面印刷とし、枚数は 2 枚以内とする。

③ 業務従事者一覧

④ 参考見積書（様式自由）

【副本】 10 部

上記の「②企画提案書、③業務従事者一覧、④参考見積書」の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、実行委員会事務局まで提出すること。

(3) 提出期限

令和 5年 9月 15日 (金) 17時 00分必着とする。

(4) 著作権等に関する事項

- ① 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。
- ② 札幌丘珠空港活用プロモーション実行委員会（以下「委員会」という。）が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を委員会が使用することを承諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用にあたっては、委員会は無償で使用できるものとする。
- ③ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件規格競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結したものは、企画提案書等を委員会が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用にあたっては、委員会は無償で使用できるものとする。
- ④ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は事故の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(5) その他

- ① 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- ② 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和 5年 9月 12日 (火) 15時 00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記の連絡先まで電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案募集に際し、広く周知すべきと判断されるものについては、内容を札幌市ホームページで公表する。

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

審査は、「(3) 審査項目及び審査基準」に示す審査項目による総合得点方式とし、委員会において審査し、出席した委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は契約候補者とならない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。
 なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。

- ・ 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- ・ 一次審査通過の企画提案は 3 件とし、審査結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

- ・ 出席者は 1 件あたり 3 名以内とする。
- ・ プレゼンテーションは、20 分程度（説明 10 分、質疑 10 分）とする。
- ・ 説明については、提出済の企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が企画提案書から逸脱する場合は減点とする。
- ・ 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和 5 年 9 月 19 日（火）

二次審査 令和 5 年 9 月 21 日（木）

(3) 審査項目及び審査基準

項目	審査基準	配点
① 基本コンセプト	・業務の目的を十分に把握し、効果的な PR となることが見込める内容となっているか。	10
② ターゲット設定	・業務の目的を十分に把握したターゲット設定となっているか。	10
③ 事業の企画内容		50
丘珠空港 PR の実施	・ターゲットに対して十分に PR できる媒体を選択しているか。 ・業務の目的を達成することのできる企画内容となっているか。	(30)
丘珠空港公式 SNS を活用したキャンペーン企画の実施	・広く多くの人に参加できる企画内容となっているか。 ・丘珠空港の認知度向上やイメージアップにつながる内容となっているか。	(20)
④ 事業の効果を高めるための工夫	・事業の効果を高めるための工夫がされているか。	20
⑤ 業務実施体制	・業務の実施に適した人員体制となっているか。 ・業務の実施にあたり、実行委員会との連携について十分配慮しているか。	10
合計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

1 2 問い合わせ先

担当：札幌丘珠空港活用プロモーション実行委員会事務局 武岡、江頭
(札幌市まちづくり政策局空港活用推進室内)

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎6階

E-mail:okadamakuko@city.sapporo.jp